


にしがた



 ▲ロープウェイと湯沢の街並み(湯沢町)

Contents

- 「公的年金等の受給者の扶養親族等申告書」は期限までに提出しましょう
- 協会けんぽからのお知らせです
- 年金シニアライフセミナーのご案内

電話による年金相談は「ねんきんダイヤル」をご利用ください

ねんきんダイヤル イイロウゴ **0570-05-1165**

日本年金機構ホームページ<http://www.nenkin.go.jp/> 協会けんぽホームページ<http://www.kyoukaikenpo.or.jp/>
財団法人 新潟県社会保険協会 ホームページ <http://www.niigata-inet.or.jp/nshkyoukai/>

【職場内で回覧しましょう】

年金受給者の皆様へ

「公的年金等の受給者の扶養親族等申告書」は 期限までに提出しましょう。

「公的年金等の受給者の扶養親族等申告書」は、年金に課税される所得税の計算を行うために必要なものです。

※「公的年金等の受給者の扶養家族等申告書」を以下「扶養親族等申告書」という。
毎年10月下旬に、日本年金機構から課税の対象となる受給者の方に送付されます。

課税の対象となる年金

国民年金・厚生年金保険から支給される老齢年金、および共済組合から支給される退職年金です。

上記の年金は所得税法により「雑所得」として所得税が課せられます。
障害年金・遺族年金には課税されません。



「扶養親族等申告書」が送付される受給者の方

平成24年分「扶養親族等申告書」が送付される受給者の方	
65歳未満の方(昭和23年1月2日以後に生まれた方)	年金額が108万円以上
65歳以上の方(昭和23年1月1日以前に生まれた方)	年金額が158万円以上

ただし、対象となる年に支給される年金の額が一定額（65歳以上の受給者の場合は158万円^(注)、65歳未満の受給者の場合は108万円）に満たない受給者については、その者の受ける年金の支給額からの源泉徴収は要しないものとされており、また、「扶養親族等申告書」の提出も必要ないものとされています。

(注)退職共済年金の受給者であり、老齢基礎年金が支給されている65歳以上の方の場合は、退職共済年金の支払額が80万円です。

提出期限

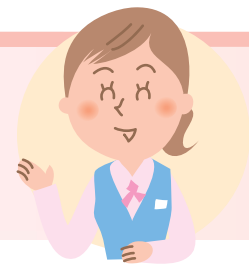
扶養親族等申告書は、12月1日までに提出していただきます。

もし、扶養親族申告書を提出しなかった場合は、各種控除を受けることができず、特別徴収された社会保険料を控除した後の年金支給額の10%が所得税として源泉徴収されます。

なお、2以上の年金の支払者に対し扶養親族等申告書を提出している方、年金以外に所得がある方などは確定申告が必要です。

※ご不明な点がございましたら、年金事務所へお問い合わせください。

納めた保険料は全額が 社会保険料控除の対象です



国民年金保険料は社会保険料控除としてその年の課税所得から控除され、税額が軽減されます。控除となるのは平成23年1月から12月中に納めた保険料全額です。（過去の年度分や免除期間を後から納める追納保険料も含まれます。）また、ご自身の保険料だけでなく、配偶者やご家族の保険料を納めている場合も控除が受けられます。社会保険料控除を受けるためには、年末調整や確定申告を行うときに、保険料を納付した証明が必要となります。日本年金機構から『社会保険料（国民年金保険料）控除証明書』が送付されますので申告の際は必ず添付してください。

国民年金は、老後やもしもの時にあなたの大きな支えとなります。保険料の納め忘れが続くと老後に年金を受け取ることができなくなるばかりか、納付が遅れることで障害年金や遺族年金を受け取れない場合があります。もしもの時に後悔することのないよう、保険料はきちんと納期限内に納めましょう。

保険料の納入は便利・安心・確実な口座振替で

口座振替は、全国の銀行・郵便局・農協・漁協・信用組合・労働金庫で利用できます。申込みの際は、年金事務所や金融機関に備え付けの申出書に必要な事項を記入して、口座振替を希望される金融機関等の窓口へ提出してください。

保険料の納付が困難なときは

国民年金には、保険料納付が免除される制度や猶予される制度があります。納付が困難だからといってそのままにせず、必ず市区町村役場の国民年金窓口または年金事務所で手続きを行ってください。

学生の方は	納付が困難なときは	30歳未満の方は
学生納付特例制度	保険料免除制度	若年者納付猶予制度
本人が学生であるときに限って利用できる制度。申請が認められると保険料の全額について納付が猶予されます。本人の前年所得が一定額以下であれば、配偶者や世帯主の所得にかかわらず認められます。	経済的な理由などで、保険料を納めることが困難なときに利用できる制度。申請が認められると保険料の全額または一部が免除されます。本人と配偶者、世帯主の前年所得が一定額以下であれば認められます。	本人が30歳未満であるときに限って利用できる制度。申請が認められると保険料の金額について納付が猶予されます。本人と配偶者の前年所得が一定額以下であれば、世帯主の所得にかかわらず認められます。

保険料免除などが認められた期間（一部免除が認められたが、残りの一部保険料が未納の場合は除きます。）は、老後に年金を受け取るための資格期間に含まれるだけでなく、万一のときに、障害基礎年金や遺族基礎年金を受け取る資格期間にも含まれます。

また、離職された方は、離職票や雇用保険受給資格者証等を添付すれば、前年の所得に関係なく免除される特例もありますので市役所の国民年金窓口または年金事務所にご相談ください。

※ご不明な点がありましたら、年金事務所へお問い合わせください。

協会けんぽからのお知らせです

整骨院・接骨院の正しいかかりかた

！ 単なる肩こり等では健康保険は使えません！！

柔道整復師が行うのは「施術」であり、健康保険の対象となる「医療」とは異なりますので、「施術」にかかる費用は原則自費となります。ただし、整骨院・接骨院で行う「施術」のうち、健康保険の対象として認められるものもあります。



健康保険が使えるもの

急性・亜急性（急性に準ずるもの）による外傷性の骨折・脱臼・打撲・捻挫・肉離れ（挫傷を伴う場合も含む）

※骨折・脱臼は、応急手当の場合を除き医師の同意が必要です。



健康保険が使えないもの

- 日常生活での疲労や肩こり、腰痛など
- スポーツ後の筋肉疲労など
- 病気（神経痛・ヘルニア・五十肩など）からくる痛み
- 脳疾患後遺症などの慢性病
- 打撲や捻挫が治った後のマッサージ
- 業務上（通勤途中）に起きた負傷（労災保険の対象となります。）

健康保険が使える施術は「受領委任制度」が使われています

整骨院・接骨院（柔道整復師）で健康保険の対象となる施術を受けた場合、申請により協会けんぽから療養費が支給されます。

しかし、柔道整復師の施術においては、患者が窓口で一部負担金（1割～3割）を支払い、柔道整復師が代理で療養費を受け取る「受領委任制度」が一般的に行われています。

「受領委任制度」の仕組みにつきましては次号（11月号）にて詳しくご説明します。

上記にかかるお問い合わせは ▶ 【業務グループ】 TEL.025-242-0262

「ジェネリック医薬品自己負担軽減効果額のお知らせ」をお送りしました

35歳以上の加入者の方のうち、ジェネリック医薬品に切り替えた場合にお薬代の負担軽減額が一定以上見込まれる方に、1ヶ月分の自己負担軽減可能額のお知らせをお送りしました。（新潟支部は10月11日に発送）

なお、平成22年度まではお知らせを各事業所様あてにお送りしていましたが、これまで皆さまからお寄せいただいたご意見等を踏まえ、**今年度からは加入者の方の住所へ直接送付しております。**

※お薬代の軽減可能額が一定以上認められる方が対象となっておりますので、全ての加入者の方に届くものではありません。

協会けんぽでは、加入者の皆さまのお薬代の軽減が図られるほか、健康保険財政の改善にもつながることから、「ジェネリック医薬品」の普及を推進しています。

皆さまには引き続きご理解とご協力をお願いいたします。

上記にかかるお問い合わせは ▶ 【企画総務グループ】 TEL.025-242-0261



全国健康保険協会 新潟支部

協会けんぽ

〒950-8613 新潟市中央区弁天3-2-3 ニッセイ新潟駅前ビル3階 TEL.025-242-0260（代表）

協会けんぽ 新潟

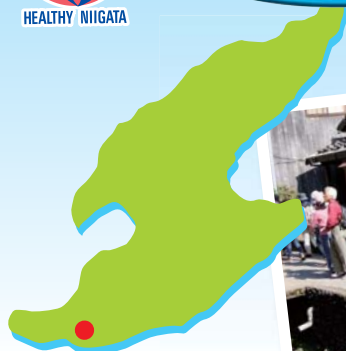
検索



佐渡を歩こう

元気ハツラツ

健康ウォーク!



健康の保持増進を図ることを目的とした、恒例の「佐渡を歩こう元気ハツラツ健康ウォーク」を、9月25日（日）佐渡市小木地区に総勢270名の参加を得て開催しました。

台風接近に伴う悪天候の日が続いていましたが、当日はさわやかな秋晴れとなり、絶好のウォーキング日和となりました。

宿根木より小木港までの約7.5kmのコースは、往時の港町の面影を残した宿根木の集落を抜け、千石船を眺め、稲刈りの進む田園風景から、たらい舟の浮かぶ矢島・経島を通り、佐渡の玄関口小木港まで「佐渡の豊かな自然」の中を歩くコースで、参加された方々は半日ゆっくりとウォーキングを楽しまれたことと思います。

ゴール地点では、完歩のご褒美の、小木おけ

さなど地元民謡と踊りの鑑賞や宿泊券・佐渡米等が当たる抽選会を行い、参加者から喜んでいただきました。

これをきっかけに毎日少しずつのウォーキングを心がけてみてはいかがでしょうか。



小木おけさ

11月の年金相談のご案内

相談は予約制となります。予約なしの相談も可能ですが、予約の方を優先させていただきます。

会 場	相談日	時 間	会 場	相談日	時 間
五泉市役所村松支所	17(木)	10:00~15:00	糸魚川市役所	9(水)	10:00~15:00
阿賀町役場本庁	22(火)	10:00~15:00		22(火)	10:00~15:00
新穂地区公民館	12(土)	9:00~14:00	柿崎商工会	16(水)	10:00~15:00
佐渡中央会館	16(水)	13:30~16:30	阿賀野市水原公民館	16(水)	9:30~12:30
両津地区公民館	17(木)	9:00~11:30	村上市役所	9(水)	10:00~15:00
小木町商工会	17(木)	8:50~11:00		22(火)	10:00~15:00
小出商工会	16(水)	10:00~15:00	十日町地域地場産業振興センター (クロス10)	10(木)	10:00~15:00
				24(木)	10:00~15:00

予約可能な時間は各会場とも開始時間から、終了時間の30分前までとなります。

(佐渡中央会館は終了時間の20分前・新穂地区公民館は終了時間までです。)

- 年金の相談・照会等には、年金手帳（基礎年金番号通知書）・年金証書等を持参してください。
- 予約による相談を希望する方は、出張相談所を主催する年金事務所へ事前に電話予約をしてください。

※ご不明な点がございましたら、年金事務所へお問い合わせください。

年金シニアライフセミナーのご案内

参加料無料

健康で充実した退職後のセカンドライフを送るために、ライフプランについて考えてみませんか。

11月20日(日) 午後1時～5時まで 万代シルバーホテル 新潟市中央区万代1-3-30

お申込み方法

氏名・性別・年齢・事業所名を記入し、FAXにてお申し込みください
財団法人 新潟県社会保険協会 | FAX.(025)290-3201

社会保険事務講習会開催のご案内

参加料無料

社会保険事務を担当される方を対象とした事務講習会を、下記の日程で開催します。

講習内容は、「年金保険・健康保険の適用・保険料と健康保険の給付・交通事故等のケガによる保険受診について」です

特典 講習会参加の皆様には、「平成23年度版社会保険の事務手続」を差し上げます。

開催日	開催時間	会場	所在地	定員
12月 2日(金)	午後1時30分 ～午後4時	上越市市民プラザ	上越市土橋1914-3	48名
12月 5日(月)		ハイブ長岡	長岡市千秋3-315-11	70名
12月 6日(火)		新発田市生涯学習センター	新発田市中央町5-8-47	48名
12月 7日(水)		クロスパルにいがた	新潟市中央区礎町3ノ町2086	70名
12月 8日(木)		ワークプラザ柏崎	柏崎市田塚3-11-50	50名
12月12日(月)		サンライズ南魚沼	南魚沼市坂戸399-1	60名
12月14日(水)		三条・燕地域リサーチコア	三条市須頃1-17	48名

お申込み方法

開催日・事業所名・参加者名・参加会場を記入し、FAXにてお申し込みください
財団法人 新潟県社会保険協会 | TEL.(025)240-5337 FAX.(025)290-3201

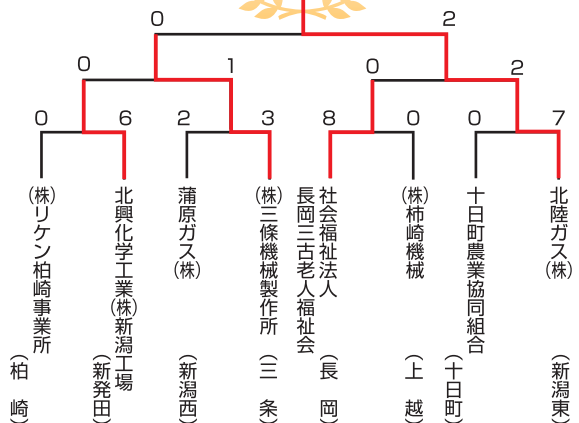
社会保険軟式野球

～新潟県大会～



集中豪雨等により延期しました「平成23年度社会保険軟式野球新潟県大会」を、10月1日(土)・10月2日(日)の両日に新潟市小針野球場において開催しました。各支部代表8チームにより優勝が争われましたが、試合は、寒さの中ファインプレーが続く伯仲した試合が連続する大会となりました。

優勝 北陸ガス(株)



社会保険協会では、社会保険労務士による社会保険相談所を開設しています

- 五泉商工会議所[五泉市郷屋川1-2-9]……………毎月第2火曜日(10:00～15:00)
- 小千谷商工会議所[小千谷市本町2-1-5]……………毎月第2水曜日(10:00～15:00)
- 寺泊町商工会[長岡市寺泊坂井町9769-31]……………毎月第2水曜日(10:00～15:00)

※五泉商工会議所は予約制です。 予約連絡先 TEL.0250-43-5551

※協会の年金相談は年金記録・年金見込額の即日回答はできませんのでご了承願います。